四　営業の全部又は一部を通常一時休止する必要があるものと認められるときは、次に掲げる額
イ　休業を通常必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課その他の当該期間中においても発生する固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額
ロ　休業を通常必要とする期間中の収益の減少額
ハ　休業することにより、又は営業を行う場所を変更することにより、一時的に顧客を喪失することによって通常生ずる損失額（ロに掲げるものを除く。）
ニ　営業を行う場所の移転に伴う輸送の際における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他移転に伴い通常生ずる損失額
五　営業を休止することなく仮営業所において営業を継続することが通常必要かつ相当であるものと認められるときは、次に掲げる額
イ　仮営業所を新たに確保し、かつ、使用するのに通常要する費用
ロ　仮営業所における営業であることによる収益の減少額
ハ　営業を行う場所を変更することにより、一時的に顧客を喪失することによって通常生ずる損失額（ロに掲げるものを除く。）
ニ　前号ニに掲げる額
六　営業の規模を通常縮小しなければならないものと認められるときは、次に掲げる額
イ　第三号ロ及びハに掲げる額（営業の規模の縮小に伴い通常生ずるものに限る。）
ロ　営業の規模の縮小に伴い経営効率が客観的に低下するものと認められるときは、これにより通常生ずる損失額
七　売却マンションについて借家権を有する者にあっては、次に掲げる額
イ　新たに借家権を有していた売却マンションの部分に照応する物件を賃借するための契約を締結するのに通常要する費用
ロ　イの物件における居住又は営業を安定させるために通常必要と認められる期間中の当該物件の通常の賃借料のうち従前の賃借の目的物の賃借料の額を超える部分の額
八　前各号に掲げるもののほか、マンション敷地売却事業の実施により権利を有する者が通常受ける損失額

3　前項各号に掲げる額は、法第百二十三条第一項の公告の日の価格によって算定するものとする。

（都道府県知事等の認可を要しない分配金取得計画の変更）

第六十八条　分配金取得計画の変更のうち法第百四十五条の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百四十二条第一項第一号に掲げる事項の変更
二　法第百四十二条第一項第四号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
三　前二号に掲げるもののほか、分配金取得計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

（審査委員の同意を要しない分配金取得計画の変更）

第六十九条　分配金取得計画の変更のうち法第百四十六条の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百四十二条第一項第一号に掲げる事項の変更
二　法第百四十二条第一項第四号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

（分配金取得計画の公告事項等）

第七十条　組合は、分配金取得計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　マンション敷地売却事業の名称
二　組合の名称
三　事務所の所在地
四　分配金取得計画に係る売却マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称
五　権利消滅期日
六　分配金取得計画の認可を受けた年月日

2　組合は、分配金取得計画の変更の認可を受けたとき又は分配金取得計画について第六十八条各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項
二　権利消滅期日について変更がされたときは、その変更の内容
三　分配金取得計画の変更の認可を受けた年月日又は分配金取得計画について第六十八条各号に掲げる軽微な変更をした年月日

3　法第百四十七条第一項の規定により通知すべき事項は、分配金取得計画の認可を受けたときにあっては、第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び分配金取得計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とし、分配金取得計画の変更の認可を受けたとき又は分配金取得計画につき第六十八条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあっては、同項第一号から第四号まで及び前項第三号に掲げる事項並びに分配金取得計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とする。

（権利消滅期日等の通知）

第七十一条　第四十条の規定は、法第百四十八条の規定による通知及び同条の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四十条の見出し中「権利変換期日等」とあるのは「権利消滅期日等」と、同条第一項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第二十二」と、同条第二項中「権利変換計画」とあるのは「分配金取得計画」と、「第三十七条各号」とあるのは「第六十八条各号」と読み替えるものとする。

（補償金の支払に係る修正率の算定方法）

第七十二条　第四十一条の規定は、法第百五十三条の規定による修正率について準用する。この場合において、付録第二の備考中「権利変換計画」とあるのは「分配金取得計画」と読み替えるものとする。

（配当機関への通知）

第七十三条　第七十条第三項の規定は、令第三十三条第一項において読み替えて準用する令第十七条第二項の規定により通知すべき事項について準用する。

（配当機関への分配金又は補償金の払渡し）

第七十四条　組合は、法第百五十二条及び法第百五十四条において読み替えて準用する法第七十八条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により分配金又は補償金を払い渡すときは、併せて、別記様式第二十三の分配金払渡通知書又は別記様式第二十四の補償金払渡通知書及び別記様式第二十五の権利喪失通知書を提出しなければならない。

（事務所備付け簿書）

第七十五条　法第百五十八条第一項の規定により組合が備え付けておかなければならない簿書は、次に掲げるものとする。

一　定款
二　分配金取得計画書
三　マンション敷地売却事業に関し、組合が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類
四　組合員名簿、総会及び総代会の会議の議事録並びに通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録
五　法第百四十六条の規定による審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類